

那珂市立地適正化計画に係る 届出の手引き

令和4年3月1日 運用開始

○「那珂市立地適正化計画」は令和4年3月1日に公表します。

○計画の公表後は、誘導区域外で開発・建築を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

○なお、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合にも、これらの行為をしようとする日の30日前までに、市長への届出が必要となります。

※誘導区域外における宅地開発・誘導施設の立地動向等を把握するため、令和4年3月1日から3月30日に住宅又は誘導施設に係る開発・建築を行う場合においても、届出をお願いします。

[お問い合わせ先]

那珂市建設部都市計画課

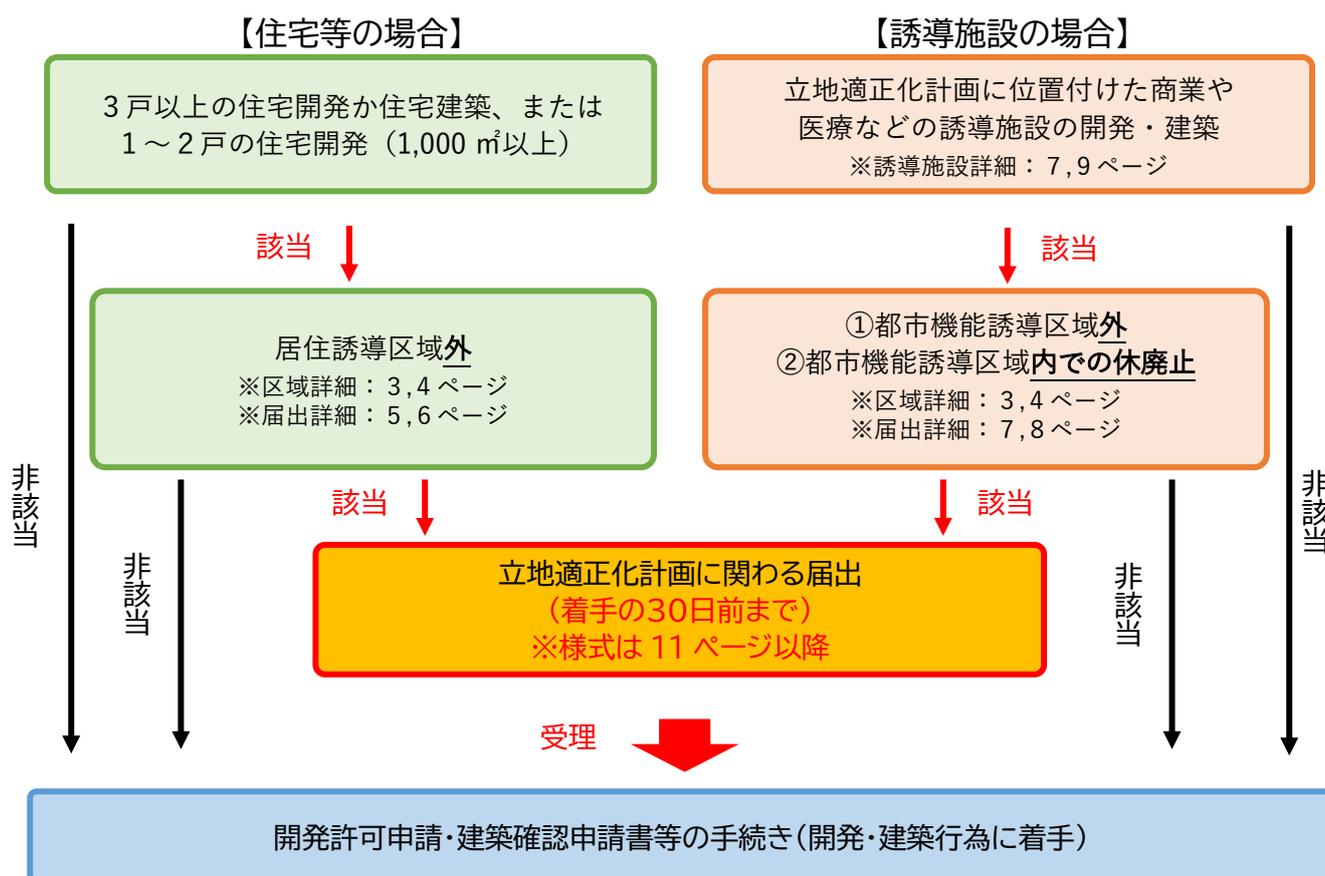
〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5

T E L : 029-298-1111 (代表)

I 立地適正化計画制度における届出制度の概要

立地適正化計画制度では、コンパクトなまちづくりを誘導するため、「都市再生特別措置法」に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を建築しようとする場合や居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を建築しようとする場合などは、市への届出が必要となります。また、都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止又は廃止しようとする場合にも、市への届出が必要となります。

図－届出制度の概要



【届出制度のポイント】

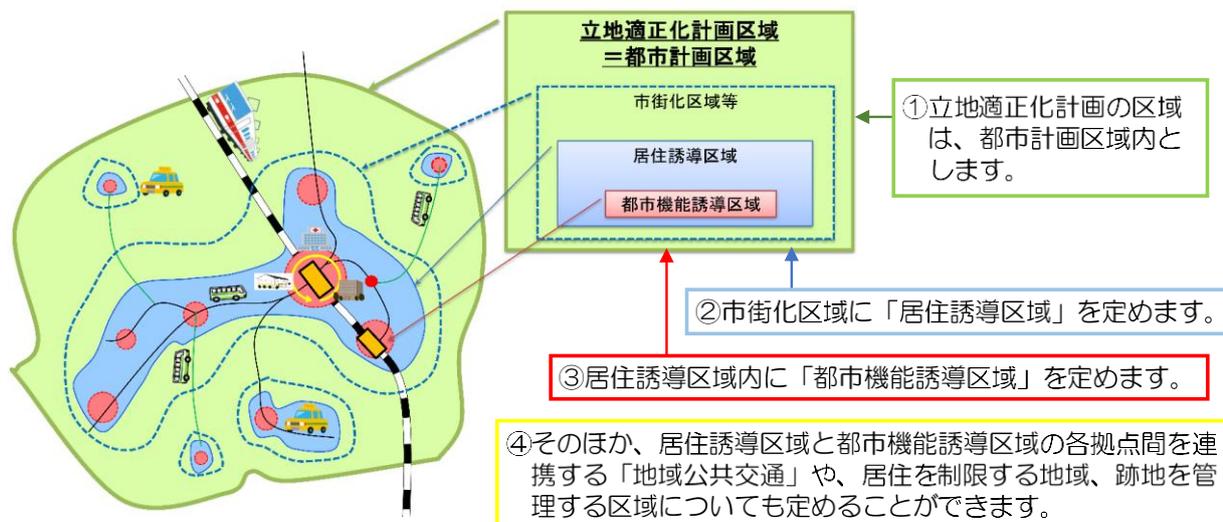
- ◆ポイント① 居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域で、一定規模以上の住宅の建築行為又は開発行為、誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合、行為に着手する30日前までに市への届出が義務づけられます。
- ◆ポイント② 届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。
- ◆ポイント③ 届出をせずに、又は虚偽の届出をして誘導施設の建築等を行った場合、30万円以下の罰金に処する場合があります。
- ◆ポイント④ 宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければなりません。

II 那珂市立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを進める上で、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定め、それらの区域に医療・商業・福祉などの各種都市機能や居住を緩やかに誘導するとともに、各区域を公共交通でつなぐことで、持続可能なまちづくりを実現するための計画であり、都市計画マスタープランの一部と見なされるものです。

図ー立地適正化計画のイメージ



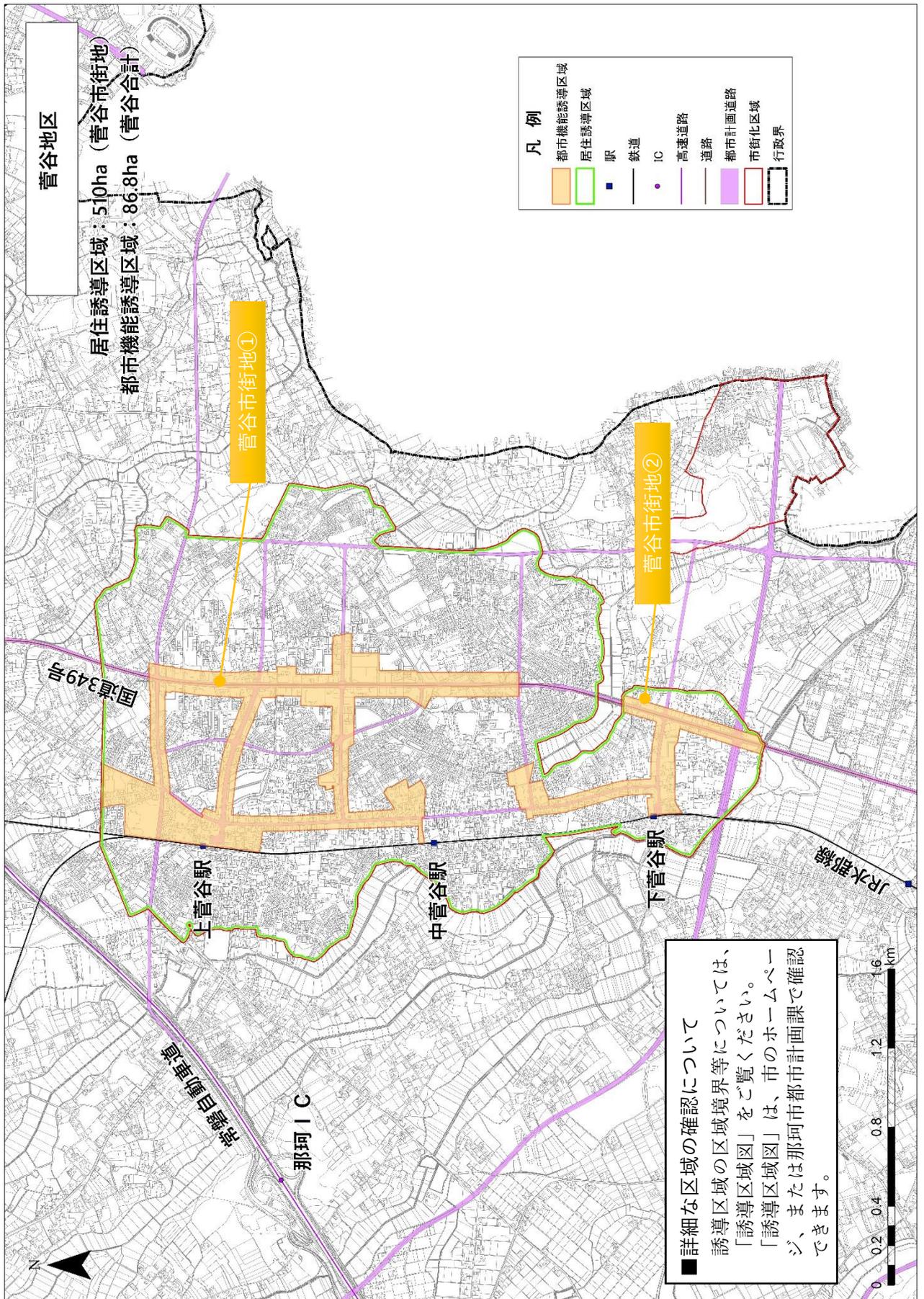
2. 那珂市立地適正化計画について

那珂市立地適正化計画は、人口減少や社会・経済情勢の変化に対応しながら、都市機能や居住機能を誘導するための計画として、2040年（令和22年）までを計画期間として策定しました。計画の対象区域は、市内全域としています。

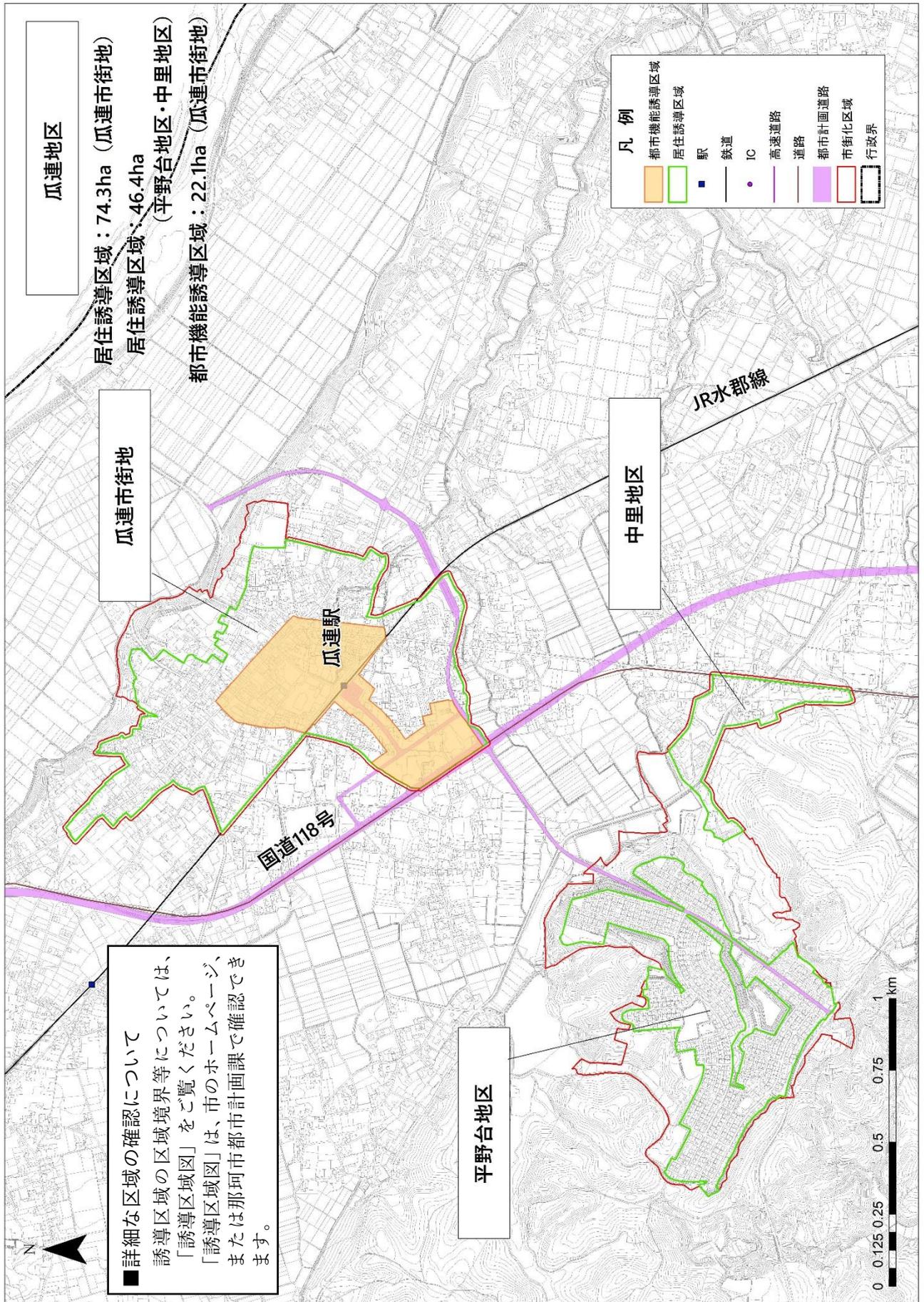
那珂市立地適正化計画では、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を次のように定めています。

誘導区域	概要
都市機能誘導区域	<p>○菅谷地区及び瓜連地区の駅周辺や幹線道路沿道を中心に設定しています。</p> <p>都市機能誘導区域への誘導を目指す施設を「誘導施設」として定めています。</p>
居住誘導区域	<p>○菅谷地区では全域とし、瓜連地区では災害リスク（災害ハザードエリア）がある区域等を除外して設定しています。</p>

図－都市機能誘導区域及び居住誘導区域（菅谷市街地①、菅谷市街地②）



図－都市機能誘導区域及び居住誘導区域（瓜連市街地）

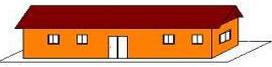


Ⅲ 住宅の開発・建築の際に必要な届出について

居住誘導区域内に居住を誘導し良好な住環境の維持を図るとともに、居住誘導区域外におけるまとまった住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築等行為（新築・改築・用途変更）を行おうとする場合には、都市再生特別措置法（以下、「法」とする。）第88条第1項の規定に基づき、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項について、市長に届け出を行う必要があります。

1. 届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の30日前までに、原則として市長への届出が義務付けられます。ただし、仮設住宅や農林漁業を営む人のための住宅、非常災害の応急措置に必要な開発行為や建築等行為についてはこの限りではありません。

開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届</p> <p>800㎡ 2戸の開発行為  不要</p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①）とする場合。</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>
届出時期：行為に着手する <u>30日前まで</u>	

2. 届出に必要な書類

届出の種類	必要書類
<p>開発行為 〈法施行規則第35条〉</p>	<p>届出書様式第10 【法施行規則第35条第1項第1号関係】</p> <p>■添付書類</p> <p>①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺1,000分の1以上</p> <p>②配置図（土地利用計画図等）：縮尺100分の1以上</p> <p>③その他参考となるべき事項を記載した図書</p> <p>④委任状（代理人に委任する場合：任意様式）</p>

<p>建築等行為 〈法施行規則第 35 条〉</p>	<p>届出書様式第 11 【法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係】</p> <p>■添付書類</p> <p>①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺 1,000 分の 1 以上</p> <p>②配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面）：縮尺 100 分の 1 以上</p> <p>③ 2 面以上の立面図（建築物の高さ等を表示する図面）：縮尺 50 分の 1 以上</p> <p>④各階平面図（間取り、各室の用途等を表示する図面）：縮尺 50 分の 1 以上</p> <p>⑤その他参考となるべき事項を記載した図書</p> <p>⑥委任状（代理人に委任する場合：任意様式）</p>
<p>上記の 2 つの届出内容を変更する場合 〈法施行規則第 38 条〉</p>	<p>届出書様式第 12 【法施行規則第 38 条第 1 項関係】</p> <p>■添付書類 上記それぞれの場合と同様</p>

3. 届出を必要としない軽易な行為（法第 88 条第 1 項、法施行令第 34 条、第 35 条）

- 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの新築
- 建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものとする行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として、都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）

IV 誘導施設の開発・建築の際に必要な届出について

1. 届出の対象となる施設

都市機能誘導区域外での開発行為又は建築行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止で届出が必要となる施設は以下の通りです。

市街地の将来像		市民生活を支える那珂市の中心拠点		北西部の生活を支える生活拠点
届け出の対象となる施設		菅谷市街地①	菅谷市街地②	瓜連市街地
医療機能	病院	●	—	—
	診療所・クリニック	●	●	●
保育機能	学童保育施設	●	●	—
	認定こども園・保育所 (認可外含む)	●	●	—
商業機能	大規模小売店舗 (1,000 m ² 以上)	●	●	●
	食料品スーパー (250 m ² 以上)	●	●	●
教育・文化機能	コミュニティセンター	—	●	—

●：誘導施設
—：誘導を図らない施設

2. 届出の対象となる行為

(1) 都市機能誘導区域外

都市機能誘導区域外の区域では、以下の行為を行う場合には、行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要となります。(法第 108 条第 1 項、第 2 項)

ア. 開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

イ. 建築行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

(2) 都市機能誘導区域内

都市機能誘導区域内では、誘導施設の休止又は廃止を行う場合、休止又は廃止を行う 30 日前までに市長への届出が必要となります。(法第 108 条の 2 第 1 項)

3. 届出に必要な書類

届出の種類		必要書類
都市機能誘導区域外	開発行為	届出書様式 18 【法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係】 ■添付書類 ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺 1,000 分の 1 以上 ②配置図（土地利用計画図等）：縮尺 100 分の 1 以上 ③その他参考となるべき事項を記載した図書 ④委任状（代理人に委任する場合：任意様式）
	建築等行為	届出書様式 19 【法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係】 ■添付書類 ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺 1,000 分の 1 以上 ②配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面）：縮尺 100 分の 1 以上 ③2 面以上の立面図（建築物の高さ等を表示する図面）：縮尺 50 分の 1 以上 ④各階平面図（間取り、各室の用途等を表示する図面）：縮尺 50 分の 1 以上 ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書 ⑥委任状（代理人に委任する場合：任意様式）
	上記の 2 つの届出内容を変更する場合	届出書様式 20 【法施行規則第 55 条第 1 項】 ■添付書類 上記それぞれの場合と同様
都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	届出書様式 21 【法施行規則第 55 条の 2 関係】 ■添付書類 委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

4. 届出が不要な行為（法第 108 条第 1 項、法施行令第 42 条、第 43 条）

- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として、都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）

Q&A

Q. 届出書は何部必要ですか？

A. 1部提出してください。

Q. 届出は、開発許可申請や建築確認申請と同時に提出するものですか？

A. 法令上の規定はありませんが、住宅開発等の動向を事前に把握し、区域内への立地を促していると考えているため、開発許可申請や建築確認申請に先立ち、相談・提出をお願いします。

Q. 居住誘導区域外における一定規模以上の宅地開発や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備は制限されるのですか？

A. 届出制度は、立地の動向を把握するためのものであり、宅地開発や誘導施設整備を制限するものではありません。「那珂市立地適正化計画」では、今後の人口減少・少子高齢化を踏まえ、長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを考える必要があるため、「コンパクトなまちづくり」を目指して、住宅や誘導施設を各種誘導区域内へ緩やかに誘導することを目指しています。

Q. 届出書の提出や相談窓口はどこですか？

A. 那珂市建設部都市計画課となります。

誘導施設の定義

機能	施設の定義	施設例
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ○医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの(病床数20床以上) ○医療法第1条の5第1項に定める診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの 	20床以上：病院 20床以下：診療所・クリニック
保育機能	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育所 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施を目的とする施設 ○認定こども園 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 ○保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び同法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業を行う施設 ○幼稚園 学校教育法第1条に規定する幼稚園 	学童保育施設 認定こども園・保育所 (児童福祉法第59条の2に規定する認可外含む) 幼稚園
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に必要な生鮮食品や日用品を販売する大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法第2条2項に定める大規模小売店舗) ○商業統計調査業態分類表の食料品スーパー 	大規模小売店舗 (1,000㎡以上) 食料品スーパー (250㎡以上)
教育・文化機能	—	図書館 コミュニティセンター

様式集

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

那珂市長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺1,000分の1以上
- ②配置図（土地利用計画図等）：縮尺100分の1以上
- ③その他参考となるべき事項を記載した図書
- ④委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 殿

届出日を記入

※ 工事の着手予定年月日の30日前まで

届出者住所 〇〇町△△丁目〇〇-〇〇-〇〇

氏名 株式会社〇〇

 代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	〇〇町〇〇丁目〇〇番地 外〇筆
	2	開発区域の面積	〇〇.〇〇平方メートル
	3	住宅等の用途	共同住宅（〇戸）、戸建て住宅（〇戸） 等
	4	工事の着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	5	工事の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6	その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺1,000分の1以上
- ②配置図（土地利用計画図等）：縮尺100分の1以上
- ③その他参考となるべき事項を記載した図書
- ④委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>那珂市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面) : 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ②配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面) : 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ 2 面以上の立面図 (建築物の高さ等を表示する図面) : 縮尺 50 分の 1 以上
- ④各階平面図 (間取り、各室の用途等を表示する図面) : 縮尺 50 分の 1 以上
- ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書
- ⑥委任状 (代理人に委任する場合 : 任意様式)

記載例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

該当する行為にチェック

について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 殿

届出日を記入
※ 工事の着手予定年月日の 30 日前まで

届出者 住 所 〇〇町〇〇丁目〇〇-〇〇-〇〇
 氏 名 株式会社〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在 〇〇町〇〇丁目〇〇番地 外〇筆 地目 宅地・雑種地・農地 等 面積 〇〇.〇〇㎡
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 (〇戸)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	長屋
4 その他必要な事項	着手予定年月日 完了予定年月日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面) : 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ②配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面) : 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ 2 面以上の立面図 (建築物の高さ等を表示する図面) : 縮尺 50 分の 1 以上
- ④各階平面図 (間取り、各室の用途等を表示する図面) : 縮尺 50 分の 1 以上
- ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書
- ⑥委任状 (代理人に委任する場合 : 任意様式)

行為の変更届出書

年 月 日

那珂市長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

【開発行為の場合】 ①当該行為を行う土地の位置図 (1/1,000 以上) ②土地利用計画がわかる配置図 (1/100 以上) ③その他参考となるべき資料 ④委任状 (代理人に委任する場合：任意様式)	【建築等行為の場合】 ①当該行為を行う土地の位置図 (1/1,000 以上) ②配置図 (100 分の 1 以上) ③ 2 面以上の立面図 (50 分の 1 以上) ④各階平面図 (50 分の 1 以上) ⑤その他参考となるべき資料 ⑥委任状 (代理人に委任する場合：任意様式)
--	--

記載例

行為の変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 殿

届出日を記入
※ 変更行為の着手予定年月日の 30 日前まで

届出者 住 所 〇〇町〇〇丁目〇〇-〇〇-〇〇

氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容
 - ・ 共同住宅の戸数の変更 (〇戸→△戸に変更)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 (添付書類)

<p>【開発行為の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為を行う土地の位置図 (1 / 1,000 以上) ②土地利用計画がわかる配置図 (1 / 100 以上) ③その他参考となるべき資料 ④委任状 (代理人に委任する場合：任意様式) 	<p>【建築等行為の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為を行う土地の位置図 (1 / 1,000 以上) ②配置図 (100 分の 1 以上) ③ 2 面以上の立面図 (50 分の 1 以上) ④各階平面図 (50 分の 1 以上) ⑤その他参考となるべき資料 ⑥委任状 (代理人に委任する場合：任意様式)
---	--

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

那珂市長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺1,000分の1以上
- ②配置図（土地利用計画図等）：縮尺100分の1以上
- ③その他参考となるべき事項を記載した図書
- ④委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 殿

届出日を記入
※ 工事の着手予定年月日の30日前まで

届出者住所 〇〇町△△丁目××-××-×××

氏名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	〇〇町〇〇丁目〇〇番地 他〇筆
	2	開発区域の面積	〇〇. 〇〇平方メートル
	3	建築物の用途	スーパーマーケット (店舗面積 1,000 m ² 以上)
	4	工事の着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	5	工事の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6	その他必要な事項	店舗面積〇〇. 〇〇平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺 1,000 分の 1 以上
- ②配置図（土地利用計画図等）：縮尺 100 分の 1 以上
- ③その他参考となるべき事項を記載した図書
- ④委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p><input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>那珂市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連絡先</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面) : 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ②配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面) : 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ 2 面以上の立面図 (建築物の高さ等を表示する図面) : 縮尺 50 分の 1 以上
- ④各階平面図 (間取り、各室の用途等を表示する図面) : 縮尺 50 分の 1 以上
- ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書
- ⑥委任状 (代理人に委任する場合 : 任意様式)

記載例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

該当する行為に
チェック

について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 殿

届出日を記入

※ 工事の着手予定年月日の30日前まで

届出者住所 〇〇町△△丁目××-××-××

氏名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在 〇〇町〇〇丁目〇〇番地 外〇筆 地目 宅地・雑種地・農地 等 面積 〇〇.〇〇㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	コンビニエンスストア 誘導施設名を記載
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	高齢者福祉施設 新築の場合は記載不要
4 その他必要な事項	着手予定年月日 完了予定年月日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面）：縮尺1,000分の1以上
- ②配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面）：縮尺100分の1以上
- ③2面以上の立面図（建築物の高さ等を表示する図面）：縮尺50分の1以上
- ④各階平面図（間取り、各室の用途等を表示する図面）：縮尺50分の1以上
- ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書
- ⑥委任状（代理人に委任する場合：任意様式）

行為の変更届出書

年 月 日

那珂市長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

【開発行為の場合】	【建築等行為の場合】
①当該行為を行う土地の位置図 (1/1,000 以上)	①当該行為を行う土地の位置図 (1/1,000 以上)
②土地利用計画がわかる配置図 (1/100 以上)	②配置図 (100 分の 1 以上)
③その他参考となるべき資料	③ 2 面以上の立面図 (50 分の 1 以上)
④委任状 (代理人に委任する場合：任意様式)	④各階平面図 (50 分の 1 以上)
	⑤その他参考となるべき資料
	⑥委任状 (代理人に委任する場合：任意様式)

記載例

行為の変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 殿

届出日を記入
※ 変更行為の着手予定年月日の 30 日前まで

届出者 住 所 〇〇町〇〇丁目〇〇-〇〇-〇〇

氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 1 0 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容
・ 共同住宅の戸数の変更 (〇戸→〇戸に変更)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

<p>【開発行為の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為を行う土地の位置図 (1 / 1, 000 以上) ②土地利用計画がわかる配置図 (1 / 100 以上) ③その他参考となるべき資料 ④委任状 (代理人に委任する場合：任意様式) 	<p>【建築等行為の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為を行う土地の位置図 (1 / 1, 000 以上) ②配置図 (100 分の 1 以上) ③ 2 面以上の立面図 (50 分の 1 以上) ④各階平面図 (50 分の 1 以上) ⑤その他参考となるべき資料 ⑥委任状 (代理人に委任する場合：任意様式)
--	---

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

那珂市長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。
 - 3 代理人に委任する場合は委任状（様式は任意）を添付すること。

誘導施設の休廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那珂市長 殿

届出日を記入

※ 休止（廃止）しようとする年月日の30日前まで

届出者 住所 〇〇町△△丁目××-××-×××
 氏名 株式会社〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

該当する行為に〇

記

- 1 休止（**廃止**）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名称 〇〇〇〇
 用途 スーパーマーケット（店舗面積1,000㎡以上）
 所在地 〇〇町〇〇丁目〇〇番地
- 2 休止（**廃止**）しようとする年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（**廃止**）に伴う措置
 - (1) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（**廃止**）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 令和〇〇年〇〇に除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。
 3 代理人に委任する場合は委任状（様式は任意）を添付すること。

委 任 状

(代理人)

住所_____

氏名_____

私は上記の者を代理人として、下記の事項について委任します。

記

- ・ 那珂市立地適正化計画に係る届出に関する一切の件

以上

住所_____

氏名_____

連絡先_____